平成２９年（フ）第１４号
長崎県大村市植松３丁目886番地４
債務者　馬津川宗子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
香川県丸亀市飯山町西坂元567番地７
債務者　塩田亜起子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２５号
香川県仲多度郡まんのう町吉野下170番地１
クローブスクエアＢ204号
債務者　赤岩　雄也
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１７号
秋田県横手市大屋新町字牛首戸５番地33
債務者　片野みゆき
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３号
石川県鳳珠郡能登町字七見ヘ字40番地　鵜川町営住宅17号
債務者　細口　辰雄
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第９８号
愛知県常滑市久米字伝子35番地
債務者　酒井　利美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８８号
名古屋市東区前浪町６番５―507号　市営前浪荘
債務者　水野　清明
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５３号
大阪府東大阪市長瀬町３丁目２番30―306号
債務者　竹中美奈子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５７号
大阪府八尾市小阪合町３丁目３番15号
債務者　軍原　義継
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７７号
大阪市淀川区加島３丁目中３―39、住民票上の住所大阪市西淀川区御幣島２丁目21番18号
債務者　岩井　雄二
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１１号
大阪府東大阪市俊徳町３丁目７番32―410号
債務者　松本　りえ（旧姓脇田）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３号
大阪府八尾市西山本町７丁目12番７―303号
債務者　竹中　直也
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５３号
大阪市平野区加美北８丁目19番３―904号
債務者　福島みさ子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番２―301号
債務者　西尾損害調査こと　西尾　康宏
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８８号
大阪府東大阪市若江南町１丁目９番32―705号
債務者　石井　　学
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３６号
大阪市住吉区長居東２丁目14番２―501号
債務者　古市　裕嗣
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９８５号
大阪市生野区小路東３丁目18番26号
債務者　玉置　正三
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０６９号
大阪府寝屋川市早子町５番２―1002号
債務者　高垣　亮子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部